

第6章 大綱・基本方針

名勝岸和田城庭園（八陣の庭）は、岸和田市のシンボルである岸和田城跡に所在し、地上からだけでなく、上空からの俯瞰的鑑賞を意図して設計され、我が国の庭園史上類を見ない価値を有する国民共有の財産であり、地域にとってもかけがえのない文化遺産である。また、観賞するための庭だけでなく、活用する庭として、適切に保存し、後世へ確実に継承していくため、本計画における基本方針（大綱）を次のとおり定める。

○名勝を学術的に調査・研究し、後世へと継承していく

本庭園を継続的に調査研究し、環境や景観を適切に管理する。また、重森三玲の作庭意図を受け、庭園にとって最も良い状態を常に探究することにより、本質的価値を損なうことなく保存・活用・整備し後世へ守り伝えていく。

○大阪府指定史跡岸和田城跡も名勝とともに保存し、継承していく

本庭園を守っていくためには、周辺の天守閣、天守台、石垣、樹木類など城跡としての保存管理も重要となってくる。庭園と併せて岸和田城の維持管理を行っていく。

○市民が岸和田城庭園（八陣の庭）の「歴史的価値を理解し、市民の誇りと郷土愛を育むこと」をめざす

市民にとって本庭園が「わがまちの誇り」となることにより、文化の発展、さらには、郷土愛を育むことにつながる。そのために、市民による活用を推進し、地域に根差した名勝となるよう周知を行っていく。

○名勝を保存するだけでなく、名勝を利用した「活用する庭」をめざす

文化財的価値を十分に考慮しつつ、名勝の価値や魅力を高める活用をめざす。本庭園を後世に確実に継承していくために、「文化財としての活用」「鑑賞するための活用」「市民の交流の場としての活用」「学校教育としての活用」など幅広く、積極的な活用を考えていく。

○適切な管理運営体制を確立し、保存・活用を推進する

本庭園の本質的価値は岸和田城と密接に関わっているため、本庭園及び岸和田城に係る各課・各機関との連携を積極的に行うことで、適切な管理運営体制を確立し、保存・活用を推進していく。

第7章 名勝の保存

1. 方向性

八陣の庭は庭園としての芸術上、観賞上の価値、そして作庭意図を高く評価され、国の名勝に指定された。加えて、近世城郭跡といった特異な立地にある現代庭園として、地域にとっての歴史的意義も大きく、さらに、城と一体化した保存が重要である。

(1) 名勝指定地とその周辺

名勝指定地とその周辺地域を図7-1のように地区分けし、それぞれで法令的な許認可の範囲と方法を確認する必要がある。

A地区は国指定名勝岸和田城庭園（八陣の庭）の指定地区である。この地区内では名勝に影響を及ぼす行為に関しては、現状変更等許可申請が必要である。

B地区は、大阪府指定史跡岸和田城跡の範囲である。八陣の庭を含み史跡に影響を及ぼす行為は、名勝の景観に影響を及ぼす範囲でもあるため、慎重な取り扱いが必要である。史跡のみではなく名勝への現状変更等許可申請が必要になる場合がある。

C地区は旧城内であり、本保存活用計画策定範囲である。市指定史跡・名勝である五風荘とその庭園、登録有形文化財自泉会館などがあり、岸和田市文化財保護条例の現状変更等許可申請が必要な地域である。ただしA、B地区を内包するが、C地区の範囲で国、府の許可申請等は必要なく、C地区のみでは本計画に伴う規制、制約はない。土木工事等を行う場合は発掘調査届出等の提出が必要になる場合がある。

D地区は周知の埋蔵文化財包蔵地を示す。本計画とは直接的に関係しないが、A地区、B地区、C地区がその中に含まれており、土木工事等を行う場合はA地区、B地区の現状変更許可申請とは別に、C地区同様、発掘調査届出等の提出が必要になる地域である。

以下にA地区での現状変更等の詳細について記述していく。

(2) 庭園の保存基準

本庭園の保存・管理においては、どのような状態が適切な状態であるのか、一定の基準を設ける必要がある。本計画においては、第3章でこれまでの経緯を詳細に検討した上で、その基準を一通りの建物の整備が終了して重森自身が確認していると考えられる時期、「昭和47（1972）年」におき、昭和47年以降は庭園周辺で大きな改変が行われていないというこれまでの認識に基づき、今ある庭園の価値を後世へと受け継いでいくことを第1の目標とする。

ただし、この昭和47年を踏襲しているはずの現在の状態が、庭園にとって最良ではないことは、これまでに抽出した課題からも明らかであり、作庭時に近い時期の状況が判明し、その状態に復することが名勝としての価値を高めると判断できるものについてはこの限りでない。また、指定時以降に発見された事実や資料等でも、八陣の庭のよりよい理解への一助となるものや、今後の活用等に資する資料も、積極的に保存する。



[図 7-1] 岸和田城庭園（八陣の庭）保存活用計画対象範囲（Scale = 約 1/8000）

2. 方法

A地区では、これまでの整理で導き出した「昭和47年」を基準とした適正な保存に向けて、抽出した課題を踏まえ、測量図や景石等管理台帳、記録写真等を整理し、重森三玲の作庭意図と認識、現状の庭園とその他構成要素の状態を正しく把握する。これにより名勝指定時に限らず、作庭時から60年以上が経過した庭園の景石や縁石の劣化状況を適切に把握し、今後の保存管理に活かす。

名勝の主要な構成要素において保存が危惧される状態となった場合は、必要に応じ補修等を行う。修復等を実施する際には、景石等管理台帳と照らし合わせ、それが経年劣化によるものか自然災害等の突発的事象によるものかなどを把握し、原因についても調査、記録し、景石等補修台帳に記載の上、将来の計画へも引き継ぐ。

(1) 方針

【**枢要な要素**】

これまでに把握した構成要素のうち、庭園を構成する「枢要な要素」に関しては、基本的に手を加えない。現状変更は認めない。

ただし、その行為により名勝の価値が高められると判断される場合、本来の様相が復元できる場合、または破損などがあった場合はこの限りではない。

【**副次的な要素**】

「副次的な要素」に関しても、基本的に手を加えない。ただし、名勝の個別の内容、状況を確認するため、もしくは名勝を保存・維持管理する上で必要な場合に限り、現状変更を認めるものとする。

【**副次的な価値にはかかわらないもの**】

上記以外の「副次的な価値にはかかわらないもの」に関しては、現状維持が基本だが、庭の価値を高めるための行為、保存・維持管理に必要な行為に関しては、補修、修復、改善のための現状変更を認める。

以上が「枢要な要素」「副次的な要素」「副次的な価値にはかかわらないもの」の保存の方法についての方向性である。では、以下に個別の要素の保存について記述する。

(2) 個別要素の方向性

【**庭園**】

〈景石（枢要な要素）〉

現状で明確な割れが確認できた景石については、計画をたて、補修等を検討する。また小さな割れについては目立たない接着剤等を注入し、補修部分を記録し経緯が把握できるよう景石等補修台帳を整備して管理・経過観察を行う。

景石の破損があった場合は、測量図と照合し、景石等管理台帳の状況記録を確認した上で、補修を行うかなどの検討を行う。台帳の管理は定期的に郷土文化室で点検を行い、また台風などの大きな風水害のあとは、都度、目視点検を行う。

〈縁石（枢要な要素）〉

縁石の破損があった場合は、景石と同様に景石等管理台帳の記録を確認した上で、台帳の平面図にその位置を落とし、その後の補修、交換などの対応を決定する。

また縁石の場合は、モルタルの割れなどもあるため、それらの破損状況も把握し、補修の判断を行う。モルタルに関しては今後の補修に備え、サンプリングの上、砂（混和剤）とモルタルの比率を確認しておく必要がある。

〈白砂（枢要な要素）〉

白砂は変色、粉碎化の進行、減少、滅失が考えられる。京都産の白川砂が入手困難である以上、今後どのような銘柄の白砂を統一して補充するのか決定した後、景石等管理台帳に補充状況などを記録し、管理する。

また、落葉樹の腐葉土が溜まった場所は、そのままでは全体の景観に影響するため、その範囲を確認し、計画をたて腐葉土の除去、白砂の洗浄、交換等を行う。

〈クロマツ（枢要な要素）〉

庭園にあるクロマツに関しては、現状で既に育ち過ぎているため、これ以上樹高を上げないように庭園向けの剪定（主枝の除去等）を行う。

また、縁石を持ちあげている根に関しては、根の除去はマツに大きく影響があるためできないので、縁石が現状を保っている間に記録を取り、樹勢が落ちて枯死した際に縁石を復旧する等の、長期的な視点での対応策が必要である。

〈芝生（枢要な要素）〉

庭園で使用される芝生については、庭園を囲む形で植栽され人止的な役割と、景観上の美観的役割を果たす。芝生自体も庭園完成後の比較的早い段階で植栽されたことが古写真などでわかる。

植栽された芝生は、部分的に公園や法面に用いる野芝が見られ、他の庭園用の芝生と混在する。枯死などのタイミングで、庭園用の芝に揃えていくよう検討する。

【天守閣】

〈天守閣（枢要な要素）〉

天守閣自体に破損があった場合は、所管課、関係各課と協議の上、安全措置を講じる。天守閣自体は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）であるため、その耐用年数はおよそ65年程度といわれる。しかしこれは何もしなかった場合の物理的耐用年数であり、表面の亀裂などの改修を行い、雨水の浸入を防ぐことで、コンクリートの中性化と鉄骨・鉄筋の錆膨張を防ぎ、本来のコンクリートの耐用年数（90年～100年で最も強度が高くなる）を保つように保存する。

〈天守台（枢要な要素）〉

天守台は現状、石垣だが、天守閣建設の際に改変されている可能性があるため、崩壊、割れ、間詰めへの抜けなどが危惧される。

現状、天守台には天守閣が建っており、崩壊があっても積み替えはできず特殊な対応が必要となる。そのためにも長期的な計画を検討すると共に、定期的な観測、監視に務め、必要に応じて間詰め等の補強工事を実施し、未然に崩壊・崩落を防ぐ。

【本丸跡】

〈石垣（枢要な要素）〉

石垣の崩壊、崩落はこれまでに抽出した問題点を踏まえ、現状変更等許可申請の場所および修復記録と照らし合わせ、定期的な観測、監視に務める。必要に応じて間詰め等の補強工事を実施し、未然に崩壊・崩落を防ぐ。

〈地下遺構（枢要な要素）〉

八陣の庭の下の地下遺構に関しては、その存在を確認する発掘調査以外は掘削を行わない。本丸御殿、その他櫓、武者走りなどの遺構を確認する場合は、庭に影響が及ばない範囲で実施する。

〈露出遺構（枢要な要素）〉

露出遺構（現状の地表面で見られる城の遺構）に関しては、指定時の状況を保つのが原則だが、現状でいくつかのはらみ、間詰め抜け等があり、今後の整備で間詰め等の補強作業は検討する必要がある。

【散策路】

〈園路、通路（枢要な要素、副次的な価値にはかかわらないもの）〉

散策路に関しては、直接庭園を望めるところをⅠ区（園路）、直接庭園を望めないところをⅡ区（通路）に分ける。Ⅰ区では庭を散策する目的に特化した園路（枢要な要素）として観光客の利便性に配慮して適切な状況で提供できるように維持する。

【建造物】

〈隅櫓・多聞櫓、城門（副次的な価値にはかかわらないもの）〉

隅櫓・多聞櫓、城門は、活用上有益なもの・保存上有益なものとしての区分だが、現状を維持することを基本とする。破損があった場合はすみやかに届け出を行い協議の上、修復する。また建物の維持管理として築50年を目安に外装的な改修を検討し、雨水浸入によるコンクリートの中性を防ぐ。

〈土塀（副次的な価値にはかかわらないもの）〉

土塀も活用上有益なものとしての区分であるが、現状の状態の維持を基本とする。ただし、現状ですでにカビ等の発生で汚損している部分があり、今後の整備で検討する。また、土塀とはいえども内部が土ではなくブロック積みであり、施工時の写真を見る限り無筋であるため、耐震的な保証がないと思われる。

【植物】

〈Ⅰ区の樹木（副次的な要素）〉

Ⅰ区の樹木に関しては庭園から眺望できることから、庭園に附随する樹木と捉え、積極的な変更は認められないと共に、その損傷等についても、現状変更等許可申請が必要である。

〈Ⅱ区の樹木（副次的な価値にはかかわらないもの）〉

Ⅱ区の樹木に関しては除伐、形状の変更などを現状変更の対象とし、実生木の処理、その他剪定等は日常管理の範疇とする。

〈Ⅲ区の樹木（副次的な価値にはかかわらないもの）〉

Ⅰ区・Ⅱ区以外に、石垣法面、石垣下の犬走り面をⅢ区と設定し、意図的に植えたものではなく石垣に対する支障木であることが明らかのため、時期をみて撤去する方向で検討する。

3. 現状変更等に関する基準

名勝は、その学術的価値を損なうことなく保存し管理する必要がある、「現状を変更し、

又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合（以下、現状変更等）」は、文化庁長官への許可（文化財保護法第125条 一部岸和田市に権限移譲）が必要となる。

八陣の庭がある岸和田城跡は、八陣の庭が名勝指定を受けるまでは、大阪府指定史跡として大阪府文化財保護条例に基づく現状変更等の許可対象となっていた。しかし名勝指定後の現状変更等の許可対象は、従来の史跡の要件だけでなく、景観も対象としており、名勝の価値を損なうことのないように景観の変化に対しても一定の制約をかける必要がある。

「維持の措置」「非常災害のために必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については、文化財保護法第125条のただし書きの中で、許可申請は不要とされている。ただし、災害・事故等で名勝に破損、き損が生じた際には「き損届」（文化財保護法第118条）を、またそれらを復旧しようとする際には「復旧届」（文化財保護法第127条）を文化庁長官に提出する必要がある。

また、清掃、除草などの維持管理については、名勝の価値や環境を維持するために実施される日常的あるいは、定期的に行われる不可欠な行為であることから、現状変更等許可申請の不要な行為とする。

4. 文化財の現状変更等許可申請を要する行為

以下に、これまでに検討した岸和田城庭園（八陣の庭）の構成要素一覧のうちから、名勝を構成するものの中で、枢要な要素、副次的な要素、保存上有益なもの、活用上有益なものを合わせて、次頁の表のとおり大きく6区分に分け、現状変更等許可申請の取り扱い方針を示す。

これらの行為を行う際には、必ず岸和田市教育委員会郷土文化室との協議が必要であり、それぞれの条件により、さらに文化庁、大阪府教育庁文化財保護課との協議が必要となる。その結果により現状変更等許可申請が必要か否か、またはその可否を判断する。

(1) 文化財の現状変更等

以下に構成要素区分別に例を表示する。

庭園

構成要素区分	項目	要素	現状変更等許可申請	日常管理として許可
庭園	石組（景石）	枢要	補修、傾斜などの修景補修	亀裂に伴う軽微な補修
	縁石	枢要	消滅補修、モルタル割れ補修	損傷に伴う軽微な補修
	白砂	枢要	交換、追加	軽微な追加
	クロマツ	枢要	主枝枯れ撤去・保護措置	剪定
	芝生	枢要	交換	部分補植、刈り取り
	竹柵	保存上有益	形状・材質の変更等	軽微な補修、交換
	砂紋	活用上有益	—	描紋

天守閣

構成要素区分	項目	要素	現状変更等許可申請	日常管理として許可
天守閣	建物	枢要	改修、補修、耐震補強 建物外観全体補修	清掃、軽微な部分補修 同色系・同工法の塗装
	天守台	枢要	石材交換、積替、間詰め補修	脱落間詰め石の補修

本丸跡

構成要素区分	項目	要素	現状変更等許可申請	日常管理として許可
本丸跡	石垣	枢要	積替、石材材質変更、部分補修等	雑草、雑木の撤去 危険表示等小標識設置
	地下遺構	枢要	発掘調査等	辺が1.5cm以下の杭打設
	露出遺構	枢要	積替、修復、補修	清掃・雑草撤去

散策路

構成要素区分	項目	要素	現状変更等許可申請	日常管理として許可
散策路	園路	枢要	新設・舗装改修 形状・幅員変更	清掃・部分補修
	通路	活用上有益	新設・幅員変更	清掃・部分補修

建造物

構成要素区分	項目	要素	現状変更等許可申請	日常管理として許可
建造物	隅櫓 多聞櫓	活用上有益	新設・改修、形状変更 耐震補強	清掃、同系色・同工法の塗装
	土塀	活用上有益	素材変更を伴う改修、形状変更	同系色・同工法の塗装 瓦の差替
	城門	活用上有益	建替、改修、形状変更	清掃、同系色・同工法の塗装

植物

構成要素区分	項目	要素	現状変更等許可申請	日常管理として許可
植物	I区 庭園から眺望できる範囲	副次	形状の変更 吊り、支え等の補強（工作物） 設置	剪定、施肥
	II区 庭園から眺望できない範囲	活用上有益	除伐 形状の変更	剪定・主枝、亜主枝の撤去 枯枝撤去
	III区 石垣面ほか	その他	支障木の抜根	支障木・実生木の伐採

【庭園】

庭園と天守閣の組み合わせは「名勝 岸和田城庭園（八陣の庭）」の最も重要な構成要素である。したがって特に重点的な維持管理策を講じる。

重森三玲の庭園の世界観を最大限に引き出すため、剪定や清掃等によって常時美観を保ち、作庭時の状態と作庭意図をよく勘案した上で、経年による景石や縁石の劣化、植栽の変化や、本丸全体の保全状況を踏まえた維持管理を行うことを基本とし、積極的な改変は行わない。また、庭園からの眺望を重要視した保存管理策を講じることに重点を置く。

【天守閣】

庭園とともに名勝の重要な構成要素である。名勝としての美観を確保するだけでなく、岸和田の歴史を語る史跡としての価値も評価し、その適切な保存に努める。

天守閣は名勝の枢要な構成要素として、文化財建造物に準じるものとして取り扱い、適切に維持する。天守閣は庭園との景観を構成する要素としても重要であり、その眺望を阻害する要因は排除する。

天守台の現状は石材劣化が目立つ場所もあり、間詰め石が抜けている場所も多々ある。建物への影響が出ないように看視していく必要がある。

【本丸跡】

本丸全体の石垣も、岸和田城が成立した当初からの景観をよく残す石垣として、そのものが文化財であり、かつ庭を構成するために必要なものである。庭と併せて一体的な保存管理と景観的配慮が求められる。また大阪府指定史跡でもあることから史跡としての保存管理が求められる。石垣自体も近年著しく風化が進んできている。また胴割れや間詰め石の抜けなども見られる。総合的な図化を行い現状を把握する必要がある。

地下遺構については原則、地下保存とし、地下の状態を把握する必要がある場合に限り、発掘調査を行うにとどめる。露出遺構については現状を保つことを主目的とし、破損の発生や、災害のおそれがある場合のみ、対策を講じる。

【散策路】（園路・通路）

通路は枢要な構成要素ではないが、園路へのアプローチとして重要である。

八陣の庭は四周からの観賞を意図して作庭されており、庭を周回するためや、庭と通常進入可能な場所を区別する意味でも枢要な要素として園路の維持は欠かせない。

【建造物】（隅櫓・多聞櫓、土塀、城門）

これら建造物は枢要な構成要素ではないが、隅櫓・多聞櫓、土塀、城門も含めて城郭の景観として岸和田城を構成する上で重要である。また庭園を保存する上でも、建造物の現状を維持管理する必要がある。

【樹木】（Ⅰ区の樹木・Ⅱ区の樹木・Ⅲ区の樹木）

庭園部のクロマツをはじめ、本丸周辺には様々な樹木がある。従来の公園樹木としての剪定ではなく、庭園から眺望できる樹木と、庭園から眺望できない樹木に分けて検討する必要があり、庭園から眺望できる樹木に関しては、より慎重に取り扱いを協議しなければならない。

樹木は塀際を隠してくれる存在でもあり、市民の憩いの場として、緑陰を提供する。樹木の繁茂は岸和田城跡が都市公園として親しまれてきた証でもある。

樹木は景観の保護や、庭園と市民を近づける装置として有用だが、保護・保存とは相反する作用を持つ存在であることを十分配慮して維持する。根や枝が庭園、石垣に悪影響を与える樹木に関しては、撤去、強剪定などの対応を行う。

(2) 日常的な維持管理行為

また、名勝指定地内において行われる通常の維持管理業務については、以下の項目が挙げられる。これらの維持管理業務については、現状変更許可申請の不要な行為として位置付ける。

- ・景石・縁石の簡易補修。小さな欠け等に対する接着補修等。
- ・八陣の庭への立入防止竹柵の改修。(同種・同材質のものに限る)
- ・指定地内における落ち葉等の日常清掃。
- ・Ⅱ区における樹木等の剪定。Ⅲ区における支障木の撤去。
- ・建造物の外壁・屋根の修繕、塗装。(同系色・同工法の塗装に限る)
- ・園路および通路の舗装修繕。(同系色・同工法の舗装に限る)

5. 現状変更等許可申請が不要になる場合の具体的事例

上記の例と法令に照らし合わせて庭園の保存に関しての協議事項を検討してきた。以下の項目については、緊急的な措置に限り、協議の上、現状変更等許可申請を必要としない場合がある。

○き損・衰亡の拡大を防ぐための行為(文化財保護法施行令第4条第2項に該当)。

- ・剥離した縁石の破片を石材用接着剤で元位置へ戻し部分補修する。
- ・外来危険生物や病害虫に罹患した植物の伐採、除去および被害拡大防止のための周辺植物の除去。自然堆積した土壌、白砂の入れ替え、消毒、白砂の追加など。
- ・樹木の腐食防止剤などの塗布。松枯れ防止剤の散布。

○き損・衰亡部分の復旧が不可能な場合において当該部分を除去する行為。

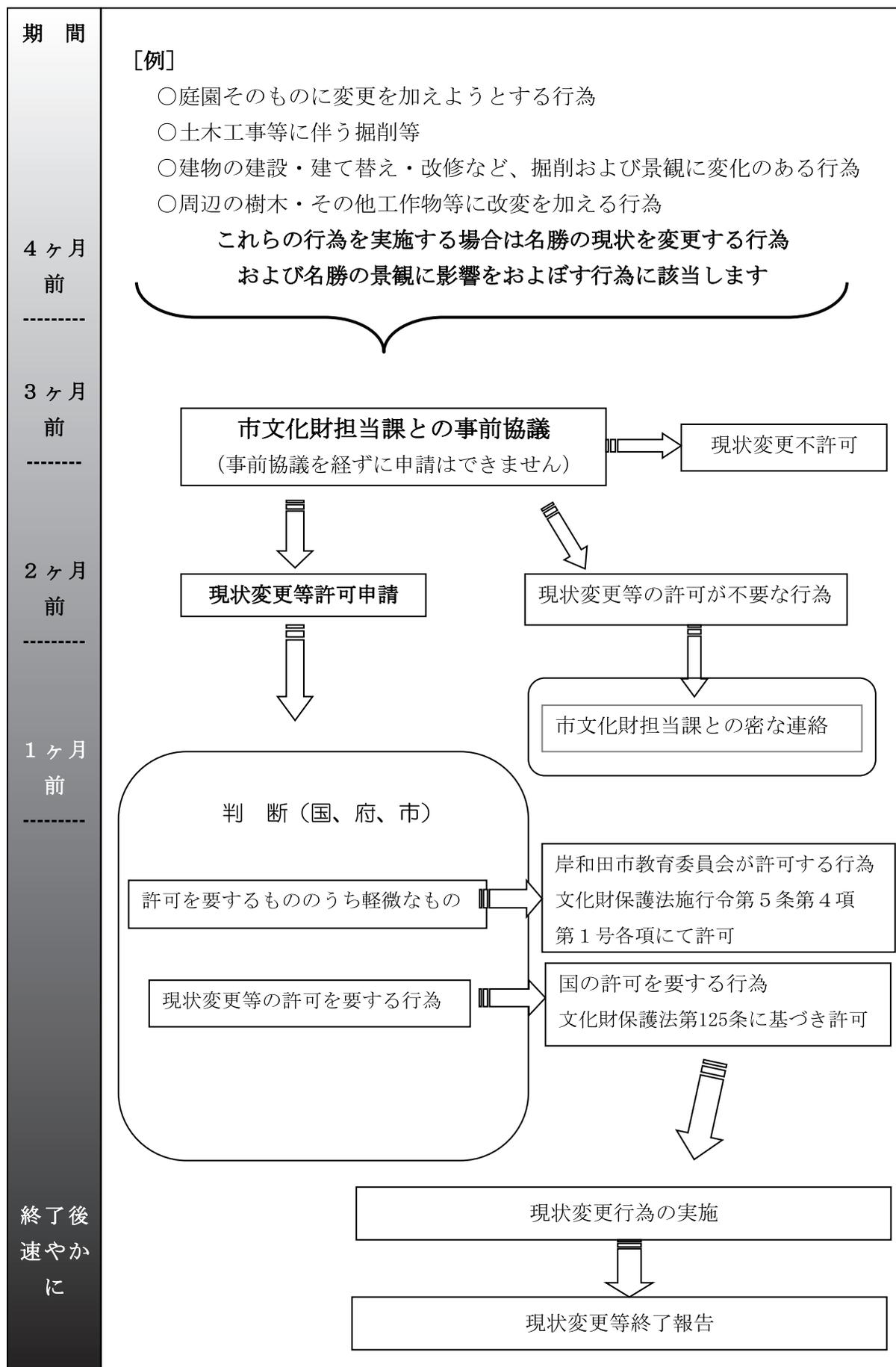
(文化財保護法施行令第4条第3項に該当)

- ・軽微に剥離した景石、縁石の破片を回収して、景石等管理台帳を作成して保管する行為。
- ・日常管理的な枯れ枝および枯損木の伐採除去。
- ・経年劣化により、き損した工作物(柵、案内板など)の撤去。

○非常災害の為に必要な応急措置(文化財保護法125条1ただし書き)

- ・各陣を構成する立石横転時の一時措置、補強。崩壊危険土砂の掘削・除去。
- ・浸水防止用の土嚢、防水シート、排水管等の設置。
- ・石垣の崩落に伴う安全措置、異常孕出への事前安全措置。
- ・流出・崩壊した土砂や倒木の撤去。
- ・危険箇所に対する立ち入り禁止柵、その支柱の打設、注意看板等の設置。
- ・避難を目的とした非常災害時の立入り、仮設工作物の設置(都市公園法第7条第5項)消火栓などからのホースの指定地横断等。

現状変更を行おうとするもの手続き例



第8章 名勝の活用

1. 方向性

日本庭園史上類をみない独創的なものであり、現代庭園の画期となった岸和田城庭園（八陣の庭）を後世に確実に保存継承するため、名勝指定地を適切に保存管理するとともに、名勝の価値や魅力を高め広く周知し、名勝を活用していく必要がある。

八陣の庭の本質的価値を伝える上で、文化財的な価値を損なわず、郷土の歴史や文化を体感できる環境として、積極的な活用が求められている。また、名勝指定地を含む岸和田城周辺では、本市における諸計画において歴史資源だけでなく、観光資源として中心的な位置づけがなされている。さらに、当初から「活用するための庭」として作庭されているため、文化財的価値を十分に考慮し、以下に挙げる方法を基に、八陣の庭の積極的な活用をめざす。

2. 方法

(1) 文化遺産の理解を深めるための活用

八陣の庭の本質的価値並びに重森の業績を広く伝えるために、岸和田城天守閣展示室等において、八陣の庭や重森三玲関係の展示を行う。さらに本庭園の価値を、より一層を深めるために重森が作庭した他の庭園と比較検討を行うなど調査・研究を行う。

また、岸和田城周辺には、様々な歴史文化遺産が存在し、さらに、だんじり会館等の観光資源もある。本庭園を含めた歴史文化遺産とそれらの観光資源とを結びつけ、周遊ルートを設定し、リーフレットを配布するなど積極的に情報発信を行い、名勝を活用していくことをめざす。

(2) 学校教育・社会教育での活用

岸和田市のシンボルである岸和田城と同様に、八陣の庭を郷土の歴史のひとつとして、学校教育において地域教材として活用してもらうために、学校教職員等へ積極的な働きかけを行う。また、校外学習として遠足の場所のように野外学習の場として活用し、地域の歴史を学べる場所の提供を行う。

社会教育においては、市民講座等を開催し、広く市民に知ってもらうための周知を行う。これらを通じて、名勝を身近に感じてもらうことにより、郷土愛を育むための活用をめざす。

(3) 市民のにぎわいの場としての活用

八陣の庭は、庭園として観賞するだけでなく、活用する庭として作庭されており、重森自身もバレーや生け花を行うなどイベントを開催している。しかし、利活用することにより、当然、文化財としての庭園の劣化を速めてしまう恐れがある。そのような事態に陥らないためにも、利用できる日を制限し（例：偶数月の第3週の金・土・日など）庭園の保存にも考慮するとともに、八陣の庭を観賞するために訪れる人に対し、事前に

イベント日であることを周知することができる。また、庭を利用してのイベント等においては、石組が隠れてしまう舞台配置や四周からの景観を楽しめないなどがないように、単なる場所の提供ではなく、八陣の庭の価値を損なわない活用のみを許可することとし、内容の審査等については、庁内において審査組織体を設置し、使用許可の判断を行う。
(→ 10 章 名勝の運営・体制の整備)

第9章 名勝の整備

1. 方向性

岸和田城庭園（八陣の庭）における保存活用を実施していくために必要な整備は、「保存のための整備」と「活用のための整備」の2つの方向性がある。

まず、保存のための整備については、岸和田城庭園（八陣の庭）の本質的な価値を損なわないように、庭園の保存上必要な修復および補修のための整備を行うものとする。そのために、岸和田城庭園（八陣の庭）の状況を把握し、後世へよりよいかたちで継承していくために、保存のための適切な整備を実施していく。また、現在、名勝指定地内には、八陣の庭及び岸和田城跡と直接関係のないものが存在するため、それらを今後は整理し、名勝の価値を高めるもののみとしていく。

次に、活用のために実施する整備については、名勝指定地の本質的な価値を周知し、継承していくために整備を実施していく。

これらを踏まえて、岸和田城庭園（八陣の庭）の本質的な価値を十分に考慮し、今後の整備方針を検討していきたい。

2. 方法

(1) 保存のための整備

①景石

日常における応急処置を含めた景石の保存は、各石組を構成する景石の状況を把握し、適切な保存を実施するために作成した「景石等管理台帳」を基に行う。しかし、作庭から60年以上経過した本庭園の景石においては、風化や経年劣化が多くみられ、応急処置で対応することができない事態が想定される。景石については、形や色調だけでなく、その石独自の自然が織りなす模様があり、唯一無二の存在である。そのため景石を交換することにより、石組だけでなく庭全体のバランスが損なわれる恐れがある。これらを十分に考慮し、景石については、交換ではなく補修を前提に保存していくために、現状の景石の状況を学術的な調査を実施した上で、景石の補修計画を策定し、景石の修復に努めるものとする。

さらに、八陣の庭には景石が61石あるが、どの景石においても根入れの状況を把握できていない。今後、整備上構造確認を行うために、必要に応じて景石の根入れ状況を確認するための発掘調査の実施について検討する。

②クロマツ

現在は枯死して存在していないが、昭和44（1969）年以前の図面には2本のクロマツが存在した。この2本のクロマツ（P14 *参照）について、当初の場所に植える場合において検討する。

③植物

現在、名勝指定地内においては、約300の樹木等が存在している。今後それらの樹木が枯死した際には、同種の樹木のみ再度植えることを可能とする。しかし、作庭当初の

図面に記載されている樹木への変更は可能とする。ただし、記念植樹等で、作庭意図と無関係に植樹されたものについては再植樹を認めないものとする。また、作庭当初一部の景石には苔が存在していたが、苔は植えないものとする。

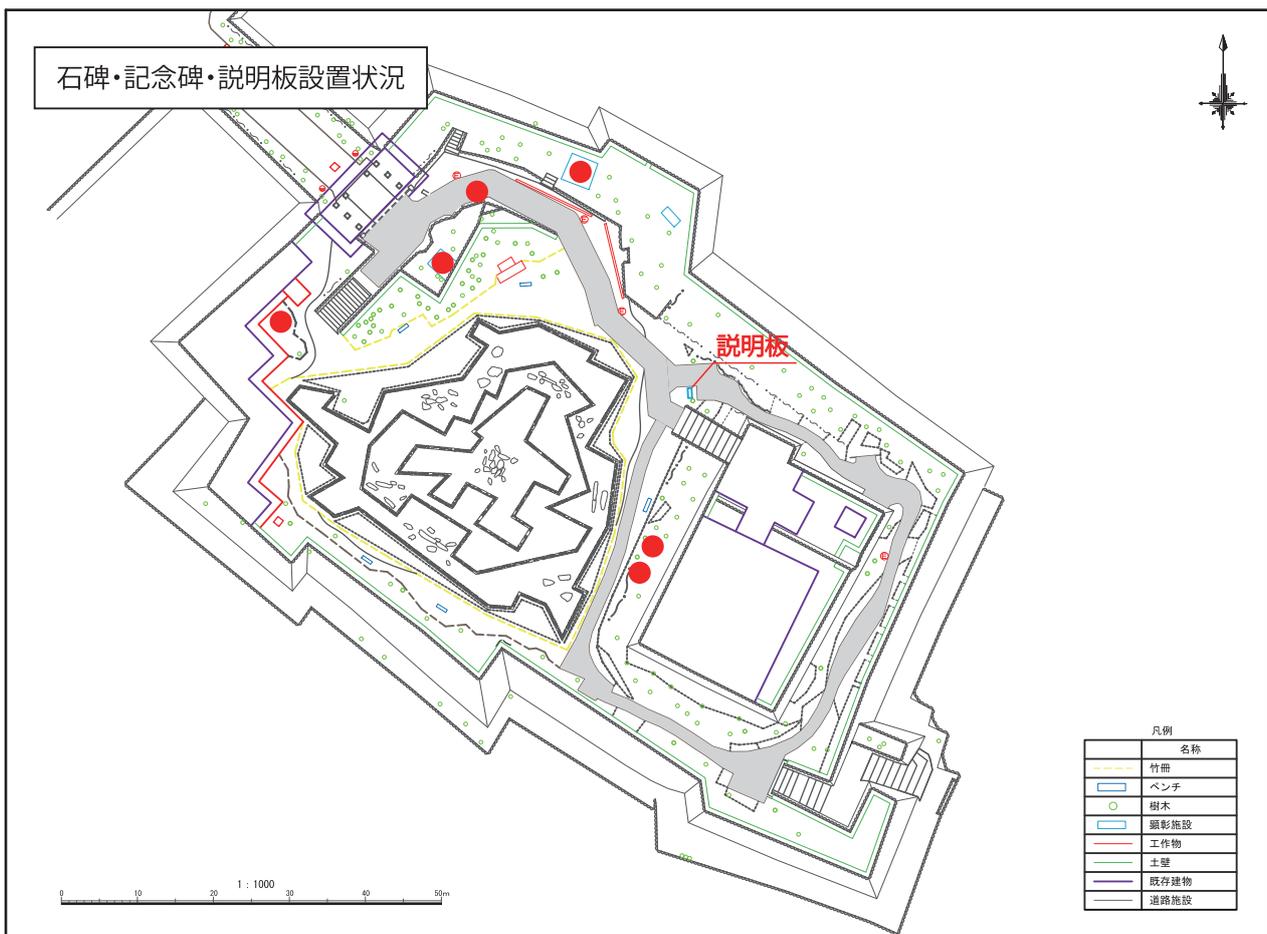
④石碑・記念碑

現在、名勝指定地内において石碑や記念碑が存在する。今後は、岸和田城庭園（八陣の庭）及び岸和田城跡に関係のない石碑等の設置を認めないものとし、指定地内にある岸和田城庭園（八陣の庭）及び岸和田城跡に関係のないものは、撤去の対象とする。また、関係のあるものであっても、景観や機能を十分に考慮し、適切な場所への移動も検討していく。

また、名勝指定地内に標識の設置を行う必要がある。形状は、縦140cm、幅25cm、奥行き15cm、根入れ40cm程度の石製のものとする。設置にあたっては、名勝の景観を十分に考慮した上で、適切な場所に設置する。

⑤説明板

名勝指定地の本質的な価値を伝えるために、八陣の庭を解説した説明板を設置するとともに、リーフレット等を作成することを検討する。また、リーフレット等については、岸和田城天守閣閉館時でも入手できるようにリーフレット配布場所を確保する。



[図 9-1] 石碑等状況図

(2) 活用のための整備

①天守閣

俯瞰からの視点場となっている岸和田城天守閣3階には、エレベーター等の設備がなく、階段でしか登ることができない。これによって、登城することができない人のために、ドローン等による上空からの撮影を行い、展示施設において放映することにより、天守閣に登らなくても俯瞰からの映像を楽しむことをめざす。

②園路

庭園を観賞するための園路においては、未舗装部分が大半である。景観を考慮した上で園路の舗装についても検討すべきであるが、舗装を行うことにより、景観が変化するため、四周の景観だけでなく、俯瞰からの景観も十分に考慮した上で検討する。

③隅櫓

八陣の庭の本質的価値として「四周から鑑賞できる庭」が挙げられているが、現状においては、庭園北西部に位置する隅櫓によって、回遊することができない。そのため、隅櫓をひとつの通路として開放し、回遊することを可能とし、さらに八陣の庭や重森に関する展示等を行い展示施設としての活用も今後検討していく。

第10章 名勝の運営・体制の整備

1. 方向性

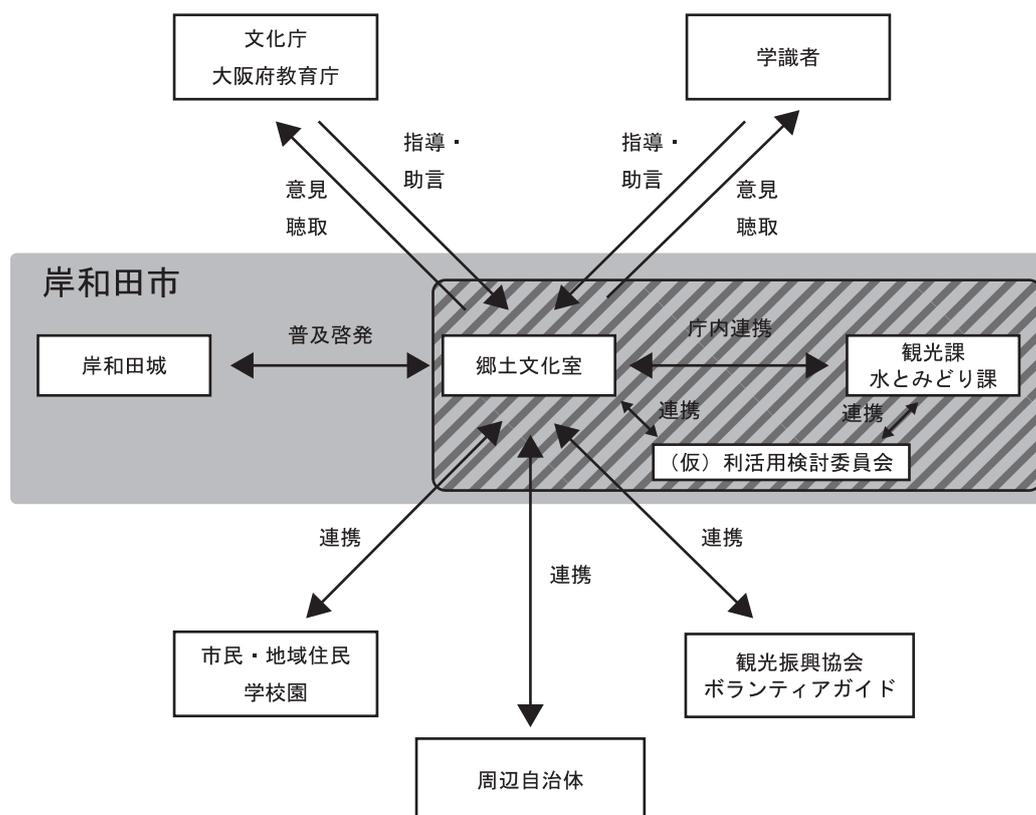
八陣の庭の保存活用にあたっては、行政および市民・地域の連携が不可欠である。この庭園を効果的に保存活用するために、管理運営体制を整える。

2. 方法

名勝の適切な保存管理を進めるために、文化庁や大阪府教育庁の指導・助言のもと、管理者である岸和田市、さらに岸和田市教育委員会が中心となって、国・府・市の役割分担を図りながら、相互に理解と連携した体制を整える。特に、名勝指定地においては、現在、土地は水とみどり課、天守閣など建物は観光課が、文化財としての管理は郷土文化室がそれぞれ行っている。これら市の関係部局と岸和田市教育委員会事務局が部局を横断した体制の構築を進める。

また、保存活用を進めるために地域住民やボランティアガイド等関係団体と十分な意思疎通を図り、体制の整備を行う。

さらに、名勝の使用については、庁内関係課で使用許可等を審査する組織体を構成し、積極的な活用を進める体制の整備を行う。



[図 10-1] 組織図

第11章 施策の実施計画の策定・実施

1. 施策の実施計画

名勝の保存・活用・整備・運営に関する方向性について、実施すべき施策を以下のよう
に分類し、取り組んでいくこととする。

- (1) 現在も実施し、今後も継続していく施策
- (2) 保存活用のために必要性が高く、早期に着手すべき施策
- (3) 緊急性は低いですが、今後保存活用のために中長期的に実施すべき施策

- (1) 現在も実施し、今後も継続していく施策

【保存】・景石・縁石の台帳管理

【活用】・八陣の庭並びに重森三玲に関する調査・研究

・活用の場としての利活用

- (2) 保存活用のために必要性が高く、早期に着手すべき施策

【保存】・景石・縁石の破損箇所等の補修

・本丸跡石垣のカルテ作成

【活用】・景石の学術調査の実施

・パンフレット等による情報発信

【整備】・標識、説明板の設置

・隅櫓の有効利用

・ガイダンス施設の整備

- (3) 緊急性は低いですが、今後保存活用のために中長期的に実施すべき施策

【整備】・指定地内における不要な工作物等の撤去

第12章 経過観察

1. 方向性

名勝の適切な保存と有効活用は、本市が将来にわたり継続して取り組んでいく必要がある。それらを実行するためには、管理運営者が自主的な経過観察を定期的に行うことにより、現状を把握・分析し、問題点を確認することにより、改善することができる。

この経過観察によって得られた結果は、関係各課と情報共有するとともに、保存・活用・整備の取り組みに反映させ、運営方法の改善に役立てる。

2. 方法

八陣の庭の保存管理において、枢要な要素である景石は「景石等管理台帳」、八陣の庭の景観に影響がある樹木は「樹木台帳」にそれぞれ更新し、経過観察を行う。

また、八陣の庭の活用や整備においては、本計画に基づいて実施した事業効果を適切に評価し、その内容や効果を検証するために、年度ごとに事業実績の経過観察を行う。

項目	内容	指標
台帳による保存管理	景石、樹木の状況確認	台帳の情報更新
文化財の理解を深めるための活用	八陣の庭を普及啓発するためのリーフレットによる情報提供	リーフレットの配布数
学校教育・社会教育での活用	学校教職員への研修 市民講座の開催	研修・講座の開催回数
市民のにぎわいの場としての活用	八陣の庭を利用したイベント等の開催	イベント等の開催回数
保存のための整備	景石等の修復	景石等の修復箇所数